

議第26号

三島市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

三島市特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年三島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額（以下「基準額」という。）から令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

令和4年3月16日提出

三島市長 豊岡武士